

令和2年 第1回臨時会

# 筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

令和2年5月21日

筑西広域市町村圏事務組合

## 令和2年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会会議録目次

### 第 1 日 (5月21日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者	2
職務のため出席した者	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
諸般の報告	3
管理者提出議案の報告	3
議会運営委員長の報告	4
会期の決定	4
報告第1号 処分事件報告について	5
議案第7号、議案第8号の上程、説明、質疑、採決	6
閉会中の継続審査の申し出について	10
閉 会	10

令和2年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程

令和2年5月21日（木）午前11時開会  
筑西市議会議事堂

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 報告第1号 処分事件報告について
- 日程第 3 議案第7号 工事請負契約の締結について  
議案第8号 工事請負契約の締結について  
(2案一括上程)
- 日程第 4 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（20名）

1番	谷田部	由則君	2番	大山	和則君
3番	中座	敏和君	4番	三澤	隆一君
5番	森	正雄君	6番	保坂	直樹君
7番	大橋	康則君	8番	佐藤	仁君
9番	風野	和視君	10番	潮田	新正君
11番	林	悦子君	12番	仁平	正巳君
13番	尾木	恵子君	14番	箱守	茂樹君
15番	堀江	健一君	16番	榎戸	甲子夫君
17番	三浦	譲君	18番	早瀬	悦弘君
19番	稲葉	里子君	20番	孝井	恒一君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者

管理者	須藤	茂君	副管理者	小林	栄君
副管理者	大塚	秀喜君	常任幹事	鶴見	俊之君
常任幹事	関口	貴一君	常任幹事	田口	瑞男君
会計管理者	菊池	勇君	事務局長	築田	貴司君
事務局次長兼 総務課長	杉山	雄一君	事務局 企画財政課長	広瀬	浩孝君
筑西遊湯館 館長兼 きぬ聖苑場長	豊口	勝昭君	参事兼 県西総合公園 管理事務所長	中山	道康君
参事兼 環境センター 所長	須藤	正明君	環境センター 基幹改良等 推進室長	田上	研君
消防本部長 消防	内田	昭彦君	消防本部長 消防次長	市村	正明君
筑西市市長 秘書課長	飯山	正幸君			

---

職務のため出席した者

事務局総務課 総務グループ 係長	岡野	勇君	事務局総務課 総務グループ 係長	蓮沼	香織君
事務局総務課 総務グループ 係長	田口	俊幸君			

---

**◎開会の宣告**

**○議長（仁平正巳君）** これより令和2年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会を開会いたします。

なお、今臨時会における質問及び答弁につきましては、マスクを着用したままとしていただきますようお願いいたします。

(午前10時59分)

---

**◎開議の宣告**

**○議長（仁平正巳君）** ただいまの出席議員は20名であります。よって、会議は成立いたしております。

これより本日の会議を開きます。

---

**◎会議録署名議員の指名**

**○議長（仁平正巳君）** 初めに、会議録署名者を会議規則第73条の規定により、1番、谷田部由則君、18番、早瀬悦弘君の両君を指名いたします。

---

**◎諸般の報告**

**○議長（仁平正巳君）** 地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

---

**◎管理者提出議案の報告**

**○議長（仁平正巳君）** 次に、本臨時会に提出する議案につきましては、さきに管理者より送付されております。

[管理者配付文書]

筑広組発第50号

令和2年5月21日

組合議会議長 仁平正巳 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 須藤 茂

令和2年第1回組合議会臨時会提出議案等の送付について

令和2年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会に、別記議案等を提出するため、別添のとおり送付いたします。

別 記

管理者提出議案等目録

(令和2年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会)

報告第1号 処分事件報告について(和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて)

議案第7号 工事請負契約の締結について

議案第8号 工事請負契約の締結について

### ◎議会運営委員長の報告

○議長(仁平正巳君) 次に、本臨時会の会期及び日程等につきましては、去る5月18日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、保坂直樹君。

[議会運営委員長 保坂直樹君登壇]

○議会運営委員長(保坂直樹君) おはようございます。それでは、令和2年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会につきまして、去る5月18日議会運営委員会を開催いたしました結果についてご報告いたします。

まず、議事日程における日程第1は、会期の決定についてであります。本日1日と決定いたしております。

日程第2は、報告第1号 処分事件報告についてであります。

日程第3は、議案第7号 工事請負契約の締結について及び議案第8号 工事請負契約の締結についての2案を一括上程するものであります。

日程第4は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

次に、今臨時会の服装についてであります。クールビズ対応の服装として、ノーネクタイも可とするが、議場への入退場及び登壇する際は上着を着用することに決定いたしております。

以上、議会運営委員会において決定いたしましたので、議事の進行につきましては皆様の特段のご協力をお願い申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長(仁平正巳君) 以上で報告を終わります。

### ◎会期の決定

○議長(仁平正巳君) これより議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(仁平正巳君) ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

## ◎報告第1号 処分事件報告について

○議長（仁平正巳君） 次に、日程第2、報告第1号 処分事件報告についてを上程いたします。  
直ちに説明を求めます。

築田事務局長。

〔事務局長 築田貴司君登壇〕

○事務局長（築田貴司君） 報告第1号 処分事件報告、これについてご説明申し上げます。

報告第1号 処分事件報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された下記事件を処分したので、同条第2項の規定により報告する。

和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて。

令和2年3月10日処分でございます。

1枚めくってください。専決処分書の写しでございます。地方自治法第180条第1項の規定により、別記事件に関し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、下記のとおり専決処分する。

令和2年3月10日。筑西広域市町村圏事務組合管理者、須藤 茂。

まず、相手方でございます。所在、茨城県結城市若宮10—23、事業者名、株式会社結南クリーンセンター。

2、和解の方法、本組合は、前項の相手方と示談し、次項の損害賠償金を支払うことをもって和解するものとする。

3、損害賠償の額、8万4,469円でございます。

3ページをお願いします。別記として事故の詳細を載せております。1、事故の種類、物損事故。

2、事故の相手方、栃木県小山市在住個人。これは、先ほど事業者名で上がった結南クリーンセンターのごみ収集車のドライバーです。

3、事故の概要、令和元年12月27日午後零時13分頃、環境センターの計量棟入り口に設置した自立式案内看板が風にあおられて転倒したところ、午後1時からのごみの搬入に備えて停車していた相手方車両の前部に接触し、バンパーを損傷した。

なお、当該事故の過失割合は、当組合10割である。

事故の原因になりました看板は、午前の受入れ終了及び午後1時の受入れ再開を案内したもので、金属製で、立てた際に横から見ると形がアルファベッドのAの形に見える、いわゆるA型看板と呼ばれるものです。昨年7月に納品されまして、台風などにより風の相当強いとき以外は毎日設置しておりましたが、特に安全性に問題は見受けられませんでした。ただ、事故の起きた12月27日、突発的に吹いた風にあおられて転倒したようです。二度とこのような事故を起こさぬよう、安全対策が必要と判断し、現在は使用を見合わせております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（仁平正巳君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。なお、質疑については3回まで、答弁を含め45分以内といたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

---

◎議案第7号、議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（仁平正巳君） 次に、日程第3、議案第7号 工事請負契約の締結について及び議案第8号 工事請負契約の締結についての2案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

築田事務局長。

〔事務局長 築田貴司君登壇〕

○事務局長（築田貴司君） それでは、議案第7号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

工事請負契約の締結について。

環境センターし尿処理施設における工事請負契約について、下記により契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1、契約の目的、し尿処理施設予備貯留槽設置工事。
- 2、契約の方法、随意契約。
- 3、契約金額、3億6,410万円。

契約の相手方、東京都品川区南大井6丁目26番3号、日立造船株式会社東京本社環境営業統括部長、小木 均であります。

1枚めくっていただいて、1ページ、参考資料となります。これを見ながら説明させていただきます。し尿処理施設の各工程に設置されている水槽につきましては、竣工以来25年、内部の定期清掃と部分的な補修工事により維持管理してまいりましたが、平成30年度にし尿受入れ槽などの内部にこれまでにないコンクリートの腐食が確認されたため、できるだけ早く補修する必要が生じておりました。しかし、受入れ槽を全体的に補修するためには、長期にわたってし尿の受入れを停止する必要があるため、対策を検討した結果、新たに予備貯留槽を設置することにいたしました。

この予備貯留槽は、今後全ての水槽の全体補修を順次計画的に行うためにも必要であります。これによって、国の方針である既存施設の長寿命化、いわゆるストックマネジメントに基づき、し尿処理施設をより長く使用していくことが可能となります。財源といたしましては、起債が充当率75%で2億7,307万5,000円、残りが一般財源で9,102万5,000円となっております。

まず、参考資料の1ページは環境センターの敷地内における予備貯留槽の設置場所を示しておりま



す。赤い線で描かれた部分が予備貯留槽及び配管です。

次のページ、2ページをお願いします。これは、もう少し詳しい配置図です。地下埋設型で、露出配管によってし尿処理施設本体とつながっております。

もう一枚めくっていただいて、3ページをお願いします。これは、環境センター全体の衛星写真に設置場所を表示したものです。赤で示した新設予備貯留槽の周りには、熔融スラグやガラス瓶などのストックヤードが設置されております。これらを使用する車両の通行に干渉しないこと、さらにし尿処理施設本体に最も近い場所として、この場所を選定いたしました。

続きまして、議案第8号についてご説明申し上げます。

議案第8号 工事請負契約の締結について。

環境センターごみ処理施設における工事請負契約について、下記により契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、契約の目的、ごみ処理施設二次・三次過熱器バンド部及びプロテクタ交換、1, 2パス水管更新工事。

契約の方法は、随意契約であります。

契約金額、1億9,195万円。

契約の相手方、東京都中央区京橋2丁目1番3号、クボタ環境サービス株式会社代表取締役、三谷博徳。

本工事は、ごみ処理施設の心臓部と言えるボイラーの修繕工事であります。この工事が必要になった経緯でございますが、昨年末から年明けにかけて、ボイラーの定期整備中に深刻な損傷が発見され、早急に修理する必要が生じました。その後、4月に工事内容の詳細及び工事費見積りが提出されたため、今年度事業としては予算策定には間に合いませんでした。財源につきましては、今年度予算に計上しているほかの修繕工事の優先度を検討し直し、本工事に比較して緊急性の劣るものを次年度に延期するなどによって、工事費用に充当したいと考えております。

参考資料の1ページは、環境センターにおけるごみ処理のフローシートです。赤い破線で囲ってある部分が本工事の対象となるボイラーです。

次のページをお願いいたします。2ページは、ボイラーの部分を拡大した図です。1ページとは左右が逆にはなっているのですが、焼却炉内で発生した高温の排ガスが矢印の流れに伴いましてボイラー内を移動しながら、周囲の壁に埋め込まれた配管内のボイラー水や蒸気を温めていきます。

次のページをお願いいたします。3ページ以降は、実際に補修が必要になった場所の写真による解説ですので、ぜひご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（仁平正巳君）** 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

5番、森 正雄君。

〔5番 森 正雄君登壇〕

**○5番（森 正雄君）** 1点だけお伺いします。

議案第8号、今局長のほうから説明をいただきましたけれども、その話の中で心臓部となるボイラーの、心臓部となる施設の今回の損傷だというような話をされていました。当然心臓部となるような施設であるとするならば、かなりの保守点検委託料というものを支出していて、事前に発見できる、当初予算から上げられるというような段取りができたのだらうと、ちゃんと委託点検をしていれば。それで予算上がっていると思うのですが、その辺をお伺いいたします。

**○議長（仁平正巳君）** 森 正雄君の1回目の質疑に答弁願います。

須藤環境センター所長。

〔参事兼環境センター所長 須藤正明君登壇〕

**○参事兼環境センター所長（須藤正明君）** それでは、森議員さんの質疑にご答弁申し上げたいと思います。

まず、環境センターごみ処理施設におきましては、ごみを処理するに当たりまして、いろいろな設備を通っていくこととなっております。例えばごみは一番最初に搬入される場合、受入れ供給設備というようなところがございます。その後、燃焼設備、今ご指摘ございましたボイラーが含まれる燃焼ガス冷却、こういったものにつきましては毎年必要に応じまして定期点検をさせていただいているところでございます。

定期点検でございますが、これは工事の請負的なものではなく、例えば今年度もボイラーのほうでは1億5,000万円程度委託料を計上させていただいているところでございますが、内容につきましては、先ほど局長のほうからもございましたとおり、水管、過熱器管の肉厚の測定、これがメインとなっております。そのほかに、今年度につきましては給水ポンプ、このポンプはボイラーの中の水を移送するためのポンプでございます。給水するためのポンプでございます。こちらも点検整備、消耗品、あるいは分解点検、清掃、試運転、そういったものを行う内容となっております。そのほかにも、各電気機器の電磁弁、こちらについても点検する予定となっております。

1億5,000万円からの保守点検整備を委託している、これは毎年この程度計上しているわけですが、その中でしっかり点検をしていれば、このような緊急工事が発生しないだろうというようなご指摘の内容かと思えます。しかしながら、本組合におきましては予算の編成、これが7月ぐらいから始まりまして、12月ぐらいに確定させることとなっております。これは、構成3市に対して分賦金の確定、これをお示ししなくてはいけないということから、若干構成3市よりは早い編成となっております。したがって、そのメインとなる点検整備をする秋口から、先ほどこちら局長のほうからありましたが、年末年始、この辺に整備が集中するわけですが、その時点ではも

う既に予算を計上してございますので、新たに発見したものにつきましては、今回のような緊急的な取扱いをしなくてはならないということも起こるわけでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（仁平正巳君）** 森 正雄君。

**○5番（森 正雄君）** 分かりました。予算的な若干のタイムラグがあるということです。

ただ、今局長から、大変重要な心臓部という言葉も使いました。そういう心臓部の今回のこういった焼損、あるいは破損、そういうことが発見されたということでもあります。今後、その1億5,000万の保守点検、私も忘れてしまったのですけれども、1億五千何百万だったかと思えます、保守点検計上されているのが。重要な箇所の保守点検の仕様というのですか、これを一回洗い直して、重要な箇所の保守点検を中心的にやっていくというような仕様替えといいましょうか、そういうことが必要なのではないかというふうに思いますけれども、その点について。

**○議長（仁平正巳君）** 森 正雄君の2回目の質疑に答弁願います。

築田事務局長。

**○事務局長（築田貴司君）** 森議員のご質問に答弁させていただきます。

まさに今回の案件に関しましては、我々が以前からこういう可能性があるのではないかとおそれていたものが、起こり得るべくして起こったという感じがいたします。といいますのは、ごみ処理施設の基幹改良事業を行うに当たりまして、以前から環境センターの補修費用がどのように推移しているか調べましたところ、平成25年ぐらいからうなぎ登りに上がっている実態が、ある程度数字的には分かっております。当然竣工から10年、15年たちますので、様々な定期整備では追いつかないような補修工事が必要になっている時期が来たということと理解しております。

今後、基幹改良事業を視野に入れて今計画を練っておりますので、一旦その基幹的設備改良事業を行えば主要な部分がリニューアルされますので、このような危険性は回避できるのではないかなと期待しております。

以上です。

**○議長（仁平正巳君）** 森 正雄君。

**○5番（森 正雄君）** 最後です。

点検業者さん、もう一回施設の重要な部分の保守点検、この辺は十分仕様も含めて精査をして、委託していくというような作業といいましょうか、進めていただければというふうに思います。またこういうことがすぐあってはまずいですから。

以上です。

**○議長（仁平正巳君）** 答弁は結構ですか。

**○5番（森 正雄君）** 結構です。

**○議長（仁平正巳君）** ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第7号 工事請負契約の締結について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仁平正巳君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 工事請負契約の締結について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仁平正巳君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（仁平正巳君） 次に、日程第4、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件につきましては、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長から継続審査の申出があったものであります。

お諮りいたします。本件について、委員長の申出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） ご異議なしと認め、委員長の申出のとおり決しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（仁平正巳君） 以上で、今臨時会に付託されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和2年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 （午前11時21分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和2年5月21日

議 長 仁 平 正 巳 ⑩

署 名 議 員 谷 田 部 由 則 ⑩

署 名 議 員 早 瀬 悦 弘 ⑩